

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定	【告示】	障害福祉課		目次
○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定		〃		
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	【公告】	県民生活交通課		
○ 土地改良区の定款変更の認可		耕地課		
○ 公共測量の実施		監理課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課		
○ 市街地再開発組合の定款の変更の認可		〃		
○ 一般競争入札の実施	【公安委員会】	警察本部会計課		
○ 運転免許証更新受付事務等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査		運転免許課		
○ 更新時講習等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査		〃		
				担当課（室）

◎岡山県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和元年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
医療法人典悠会たまメデイカルリハビリテーションクリニック	玉野市玉2-25-19	たまメデイカル介護相談支援センター	玉野市八浜町大崎487-22	R1.6.1

◎岡山県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

令和元年八月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏 名	住 所	指定年月日
太田 昌宏	津山市小原 1 3 5 - 2 0 アーバンヒルズマイン 3 0 2	R 1 . 7 . 1 0

〔三三〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和元年八月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和元年八月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

三 代表者の氏名

原 憲一

四 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町虫明六二五三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等を「ユネスコ世界文化遺産」として、ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物を「ユネスコ世界の記憶」としてそれぞれ登録することを目指す。これらの取り組みを通じて、ハンセン病患者に対する隔離政策がもたらした人権侵害と地域社会への影響を検証するとともに、ハンセン病に対する偏見・差別の中にあつても力強く生き抜いて来た回復者等の営みを後世に伝えることで、世界中のハンセン病回復者等の真の名誉回復を図り、もって人類の抱える様々な偏見・差別の解消に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

会議に関する事項

令和元年 8 月 1 6 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 8 号

〔三三二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年 8 月 1 6 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

備北土地改良区

二 認可年月日

令和元年 8 月 9 日

〔三三二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年八月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

玉野市築港五丁目	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和元年七月十日から令和二年三月三十一日まで	測 量 期 間

令和元年 8 月 1 6 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 8 号

〔三三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二六五―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目三―一二ヴィラマカベ二〇二

今中 章夫

今中 郁子

三 許可番号

岡山県指令建指第九〇号

令和元年 8 月 1 6 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 8 号

〔三三四〕都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 組合の名称

倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年三月三十日から令和四年六月三十日まで

三 施行地区

倉敷市阿知三丁目一〇〇一番、一〇〇二番、一〇〇三番、一〇〇四番、一〇〇五番、一〇〇六番、一〇〇七番、一〇〇八番

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

倉敷市阿知三丁目九番三二号

平成三十年三月二十日

五 変更後の事務所の所在地

倉敷市阿知二丁目九番一〇号

六 定款の変更の認可の年月日

令和元年八月六日

〔三三五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年八月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

警察車両のメンテナンス業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び警察車両のメンテナンス業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和元年10月 1 日から令和 4 年 9 月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第31号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

第 1 2 1 1 8 号 岡山県公報 令和元年 8 月 1 6 日

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538（直通）

(2) 申請書の提出期限

令和元年9月17日（火） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年8月16日（金）から同年9月17日（火）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ160グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和元年 9 月 25 日 (水) 午後 4 時

(4) 開札の日時及び場所

令和元年 9 月 26 日 (木) 午前 11 時 20 分

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県警察本部警務部会計課分室 (岡山県庁地下 1 階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則 (昭和 61 年岡山県規則第 8 号) 第 131 条及び第 133 条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和元年 9 月 17 日 (火) 午後 4 時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第 140 条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Trust of automobile maintenance

(2) Contract period :

From 1 October, 2019 through 30 September, 2022

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 25 September, 2019

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

◎岡山県公安委員会告示第二百二十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び第百八条の二第三項並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二及び第三十八条の三の規定により、運転免許証更新受付事務、更新時講習等の委託に関し、当該事務等を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和元年八月十六日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

岡山県運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）及び倉敷運転免許更新センター（以下「倉敷更新センター」という。）における運転免許証更新受付事務、運転免許センターにおける総合案内事務、二の表に掲げる警察署等における免許関係事務及び法第百八条の二第一項第十一号に規定する免許証の更新を受けようとする優良運転者に対する更新時講習（更新時講習にあつては、倉敷警察署において行われるものを除く。）並びに免許証更新事前通知事務

二 業務の内容等

1 業務の内容

- (1) 法第百一条第一項及び第百一条の二第一項に規定する運転免許証の有効期間の更新（以下「免許証更新」という。）の申請の受付に関する事務（運転免許センター及び倉敷更新センターにおけるものに限る。）
- (2) 運転免許センターの来庁者に対する運転免許試験、免許証更新の申請その他の手続の教示、案内等総合案内に関する事務
- (3) 法第百八条第一項に規定する免許関係事務のうち、二の表に掲げる警察署等において行うもの
- (4) 法第百八条の二第一項第十一号に規定する免許証の更新を受けようとする優良運転者に対する更新時講習のうち、警察署等（倉敷警察署を除く。）において行うもの
- (5) 法第百一条第三項に規定する免許証更新の申請に関する必要な事項を記載した書面の送付に関する事務

2 実施場所

令和元年8月16日 岡山県公報 第12118号

1(1)に掲げる事務にあつては運転免許センター（岡山市北区御津中山四四四番地三）及び倉敷更新センター（倉敷市大島四五一番地一）、1(2)及び(5)に掲げる事務にあつては運転免許センター、1(3)に掲げる事務にあつては次の表に掲げる警察署等、1(4)に掲げる事務にあつては次の表に掲げる警察署等（倉敷警察署を除く。）

警察署等	所在地
岡山中央警察署	岡山市中区浜一丁目一九番三九号
岡山東警察署	岡山市東区西大寺中野五〇一番地九
岡山西警察署	岡山市北区野殿東町二番一〇号
岡山南警察署	岡山市南区泉田五丁目四番六号
岡山北警察署	岡山市北区御津草生二〇九〇番地
赤磐警察署	岡山市東区瀬戸町瀬戸一六六番地
備前警察署	備前市伊部二七六番地一
瀬戸内警察署	瀬戸内市牛窓町牛窓四七八〇番地一
玉野警察署	玉野市宇野一丁目一三番一号
児島警察署	倉敷市児島駅前四丁目八三番地
倉敷警察署	倉敷市大島四五一番地一
水島警察署	倉敷市水島南幸町四番一号

- 3
委託予定期間
令和二年三月一日から令和五年二月二十八日まで
- 三
認定要件
認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。
- 1
組織要件
(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財

美咲警察署	久米郡美咲町打穴中一〇八二番地二
美作警察署	美作市明見三三三番地一
津山警察署	津山市林田七七番地
真庭警察署	真庭市江川八二一番地一
新見警察署	新見市新見三八九番地一
高梁警察署	高梁市段町一〇一七番地一
総社警察署	総社市真壁四二六番地一
井原警察署矢掛幹部派出所	小田郡矢掛町里山田九二五番地一
井原警察署	井原市西江原町八五九番地一
笠岡警察署	笠岡市六番町二番地三
玉島警察署	倉敷市玉島一三五四番地

団法人その他の法人であること。

(2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達すること

ができること。

3 能力要件

- (1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。
- (2) 更新時講習に関する規程（昭和四十七年岡山県公安委員会規程第五号）に定めるところにより、優良運転者に対する更新時講習を行うために必要な人数の講習指導員（本件業務の実施に必要な資格、能力等を有する者に限る。）を本件業務の履行場所に配置することができること。
- (3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 別途定める様式による書類
 - ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿
 - イ 役員が三 1 (2) の要件を満たしていることを誓約する書類
 - ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）
 - エ 三 1 (5) の要件を満たしていることを誓約する書類
 - オ 事務所等の所在地等を記した書類
 - カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）
 - キ 申請時において、管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類
 - ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類
- (2) 申請者の様式による書類
 - ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
 - イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

令和元年8月16日 岡山県公報 第12118号

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三 1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 本件業務の管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

令和元年八月二十二日から同年十月十七日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（運転免許センター内）

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和元年八月十六日から同年十月十一日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山

県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角型二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四 3 の場所（郵便番号七〇九―二九二）に請求すること（令和元年十月七日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和五年二月二十八日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二一）

◎岡山県公安委員会告示第二百二十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び第百八条の二第三項並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二及び第三十八条の三の規定により、更新時講習等の委託に関し、当該講習等を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和元年八月十六日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

更新時講習、違反者講習、停止処分者講習、高齢者講習及び認知機能検査

二 業務の内容等

1 業務の内容

次の講習等を実施する業務

(1) 更新時講習 法第百八条の二第一項第十一号に掲げる免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習（2の表に掲げる警察署等（倉敷警察署を除く。）において同号に掲げる免許証の更新を受けようとする優良運転者に対して行うものを除く。）

(2) 違反者講習 法第百八条の二第一項第十三号に掲げる軽微違反行為をした者に対する講習

(3) 停止処分者講習 法第百八条の二第一項第三号に掲げる免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習

(4) 高齢者講習 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者、免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に対する講習

(5) 認知機能検査 法第九十七条の二第一項第三号イ及び第百一条の四第二項に規定する者並びに第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者に対する認知機能検査

2 実施場所

1(1)に掲げる講習にあつては岡山県運転免許センター（以下「運転免許センター」

令和元年 8 月 1 6 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 8 号

警 察 署 等	所 在 地
岡山中央警察署	岡山市中区浜一丁目一九番三九号
岡山東警察署	岡山市東区西大寺中野五〇一番地九
岡山西警察署	岡山市北区野殿東町二番一〇号
岡山南警察署	岡山市南区泉田五丁目四番六号
岡山北警察署	岡山市北区御津草生二〇九〇番地
赤磐警察署	岡山市東区瀬戸町瀬戸一六六番地
備前警察署	備前市伊部二七六番地一
瀬戸内警察署	瀬戸内市牛窓町牛窓四七八〇番地一一
玉野警察署	玉野市宇野一丁目一三番一号
児島警察署	倉敷市児島駅前四丁目八三番地
倉敷警察署	倉敷市大島四五一番地一
水島警察署	倉敷市水島南幸町四番一号

という。）（岡山市北区御津中山四四四番地三）及び次の表に掲げる警察署等、1
 (2)、(3)及び(4)に掲げる講習にあつては運転免許センター、1(5)に掲げる検査にあつ
 ては運転免許センター、倉敷運転免許更新センター（倉敷市大島四五一番地一）及
 び次の表に掲げる警察署等（倉敷警察署を除く。）

- 3
委託予定期間
令和二年三月一日から令和五年二月二十八日まで
- 三
認定要件
認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。
- 1
組織要件
(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財

美咲警察署	久米郡美咲町打穴中一〇八二番地二
美作警察署	美作市明見三三三番地一
津山警察署	津山市林田七七番地
真庭警察署	真庭市江川八二一番地一
新見警察署	新見市新見三八九番地一
高梁警察署	高梁市段町一〇一七番地一
総社警察署	総社市真壁四二六番地一
井原警察署矢掛幹部派出所	小田郡矢掛町里山田九二五番地一
井原警察署	井原市西江原町八五九番地一
笠岡警察署	笠岡市六番町二番地三
玉島警察署	倉敷市玉島一三五四番地

団法人その他の法人であること。

(2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達すること

ができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、講習等を行うために必要な人数の講習指導員等（本件業務の実施に必要な資格、能力等を有する者に限る。）を本件業務の履行場所に配置することができること。

ア 更新時講習に関する規程（昭和四十七年岡山県公安委員会規程第五号）

イ 軽微違反行為をした者の講習に関する規程（平成十年岡山県公安委員会規程第八号）

ウ 免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習に関する規程（平成十年岡山県公安委員会規程第九号）

エ 高齢者講習の運用に関する規程（平成二十九年岡山県公安委員会規程第二号）

オ 認知機能検査の運用に関する規程（平成二十九年岡山県公安委員会規程第一号）

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三 1 (2) の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三 1 (5) の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員等の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

令和元年8月16日 岡山県公報 第12118号

キ 申請時において、管理責任者又は必要な講習指導員等を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三 1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 本件業務の管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

令和元年八月二十二日から同年十月十七日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（運転免許センター内）

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和元年八月十六日から同年十月十一日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1 の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1 の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角型二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四 3 の場所（郵便番号七〇九―二九二）に請求すること（令和元年十月七日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和五年二月二十八日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二一）